

# 月刊 労運研レポート No. 51

2018年9月10日号

〈巻頭言〉「働き方改革」を職場で闘おう……………	千葉 雄也	2P
「働き方改革」労働組合の役割……………	松本 耕三	4P
県民と県政が一体となったオール沖縄の闘い……………	福元 勇司	6P
全日建関西生コン支部への弾圧に抗議する……………		11P
第1回実行委員会開催のご案内……………		12P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

<巻頭言>

# 「働き方改革」を職場で闘おう

— 来年4月にむけて、「高プロ」を職場に入れぬ闘いを! —

千葉 雄也 (労運研事務局)

## 安倍官邸の世論操作

今国会最大の争点になっていた「働き方」関連法案は、6月29日に強行採決されてしまった。財界の意のままに高度プロフェッショナル(残業代ゼロ)制度が導入された。関連法案の採決に伴い、高度プロ制度の監督指導の徹底を求めることなどを含む47項目の付帯決議を自民、公明、国民、立憲など5会派の賛成多数で採択した。

戦後の労働法制を根本から崩すこの制度の本質は何か、労働者の地位や環境はどうなるのか、今後私たちはどのように闘うべきなのか、考えてみたい。

この法案の議論の過程を総括するとき、まず留意すべきは「審議の前段階」だと思う。「働き方改革」は、「残業代ゼロ」法案と言われ、2007年と2015年に国会に提出されたが、通ることはなかった。その時から、官邸・財界は、「働き方改革」と「高プロ」「裁量労働制」を戦略的に考えてきた。

安倍政権は、「働き方改革」という「饅頭」の中に「毒」を隠しこんだ。毒が見え隠れするので戦術としては幼稚のようだが、与党や法案に賛同したい野党の説得材料にはなる。また、安倍官邸の政治戦術だが、アリバイ工作というか、「段階的努力」演出である。

最初は、2016年8月の安倍改造内閣発足の記者会見で「最大のチャレンジは働き方改革」であり、「長時間労働の是正をやります」「同一労働同一賃金を実現します」と言って、労働者側にアピールするような形を取り繕う。そして、2016年9月から2017年3月まで「働き方改革実現会議」が行われる。2月には過労自殺をした電通社員の高橋まつりさんのお母さんとも会っている。「二度とこのような悲劇を繰り返さない」と言った安倍首相の姿がすごくPRされた。後でお母さんは、「自分は安倍首相に利用された気がする」とおっしゃっていたらしい。

法案審議が始まるやに安倍首相は過労死の遺族の方に会おうとはしなかった。なぜかといえば、裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル制度の曖昧さが露呈し、過労死が増える問題に対して反論ができなかったからと思う。嘘がばれてきたからだ。

安倍首相は、国会審議の中で「労使のトップが参加した働き方改革実現会議で合意を得た」と言っている。確かに、連合の会長はその中に入っているが、この会議の有識者15人のうち、労働側の代表はたった1人であり、逆に経済界は7人もいるのだ。そういうアンバランスな場に連合の会長が連れていかれて、裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル制度については議論させずに、長時間労働の是正や同一労働同一賃金だけを議論したのだ。そして、

働き方改革実現会議の最後の最後で、「2015年法案（15年4月3日国会提出の「労働基準法の一部を改正する法律案の早期成立を図る」という形で、あたかも会議でそれを合意したかのように演出された。その後、法改正に向けた労働政策審議会でも「高プロ」に関する議論はさせず、昨年9月の最終的な段階になってから、「時間外労働の規制も労基法改正だし、残業代ゼロも労基法改正だから一緒にやりましょう」と言ってまた「毒」を入れて、一括法案として一緒にしたのだ。それ以降も、長時間労働の是正と同一労働同一賃金を表に出しつつ、高プロと裁量労働制は「多様な働き方」という曖昧な表現の中に隠した。

その後、国会審議で裁量労働制に関するデタラメなデータが問題になり、そこで初めて「毒」がクローズアップされたが、「毒」の一部である裁量労働制が除去されたが、「高プロ」という「毒」は残った。そして、議論を詰めていく中で立法事実が存在しないところまでもっていったが、結局、法案は通ってしまった。

### 「成果で評価」が強調されたが、結局は残業代がなくなるだけ

年収1075万円以上という数字がかなり前面にアピールされたが故に、「私には当面関係ない」という感覚を醸成されてしまった。これも政府側の戦術の一つだ。「働き方改革」というアプローチもそうだが、「高収入・1075万」にしても、「ほとんど皆さんと関係ないですよ」と言っていた。

それから、「成果で評価」が強調された。「成果で評価」というのもまったくの嘘で、そんなことはどの条文にも書いていない。あくまでも「時間ではなく成果で評価」ということであって、「時間ではなく」にしか内実はない。要は、残業に残業代は払いません、というだけの話だ。しかし、それが「成果で評価」という言葉で言い募ると、実態がどうであれ、その言葉がまかり通ってしまう。「条文にはそんなことは書いてない」といくら反論してもだめだった。

### なぜ、反対できない連合、妥協すれば追い込まれる

全労連や全労協は国会前抗議行動やデモにも参加してきたが、三団体が連携した大きな動きにはならなかった。2015年の残業代ゼロ法案の時は三団体が連携できたのに今回できなかったのは、連合は労働政策審議会のメンバーであるけれど、その労政審の位置づけがおびやかされてきた事情もあると云う。今回の働き方改改革は、実質的には官邸主導の産業競争力会議で決めている。労政審で検討するのだから、もしそこで「反対」を言い続ければ、官邸は労政審にもかけないで労働政策を決める。本当かどうかは別として、連合はそう思っている。今は労政審の基本部会というのが立ち上がっていて、そこでは急進的な規制緩和派の発言力が大きい。労働法で個人が守られるようなことをしていたら、グローバル競争に立ち遅れてしまうと言う輩だ。ここで基本方針を立ててしまおうとする動きもある。しかし、「小さく生んで大きく育てる」が政府・財界の思惑であることは公然である。野党や労働組合の側は次の戦線、戦略が必須である。妥協したら押し込まれるだけだ。

### 「働き方改革」の法律が通ってしまった。来年の4月までが勝負

まずは来年4月までが勝負だ。4月になる前に、何が変わろうとしているのかを、世の中

に広く知ってもらうことが必要だ。法改正はされてしまったので、その津波の第一波は4月だ。4月に向けてすでに使用者側はいろいろ考えているはずだ。上限規制は入った、高プロも入った、裁量労働制は拡大できなかつたと、まずその3つを勘案し、それから、60時間超えるところの割増賃金50%も入った。そういう新しいものに対応するためにどうすればいいのか、「同一労働」のところも全部かみ合わせながら今考えているはずだ。

労働者は詳しいことはほとんど何も知らない。長時間労働の是正が進むくらいにしか思っていない人が多い。その中で、4月になって、労使委員会が終わって「はいはい」と言ってしまったら、「じゃあ、本人同意ね」となってしまう。その段階になって初めて考えようとしても遅いので、今から周知の宣伝活動が必要だ。

これまでは法改正をさせない運動をしてきたが、これからは「高プロ」職場に入れさせない運動が必要だ。連合傘下の組合はそれぞれ勝手にやるだろうが、組合がない職場や、働いている人だけではなく、その家族を含めた一般市民全体に、これから世の中がどう変わろうとしているのかをわかってもらうことが必要だと思う。津波は逃げるしかないし、逃げれば回避することもできるだろうが、今度の「改正」は、職場で闘い、対抗することができるのであり、必要だ。

36（サブプロ）協定も80時間とか、100時間とか、むしろ36協定が長くなってしまう可能性もある。それを長くさせないことも大切だし、そのためには集団的な労使交渉を再建・実質化することも必要ではないか。4月までそんなに時間的な余裕はない状況だ。何ができるのか、読者・関係者の皆さんは秋季宣伝戦も含め一考願いたい。

\*「働き方改革法」に対する47の付帯決議は、今後、労使協定の締結するうえで利用できる。参考にしてほしい。別項の「松本論文」を参照ください。

## 働き方改革 労働組合の役割

—まずは、国会付帯決議の活用を—

松本 耕三（労運研共同代表）

働き方改革という稀代の悪法が制定された。残業代ゼロ法ともいわれ、長時間労働の温床となりかねないものである。さっそく、多くの経営者は、何かあるごとに「働き方改革」を口実に、残業時間削減という口実で「残業代未払い」を強要している。労働組合のある職場でも、「働き方改革」を口実とした効率化＝合理化提案が出されているという。

このような時こそ労働組合の出番ではないだろうか。数にものを言わせた安倍政権が、労働保護法の改悪から福祉の切り捨て、そして戦争策動を進めるならば、現場でのたたかいを

通して、政権の反動性を浮き彫りにしていくたたかいかそが必要である。

法律による規制は最低条件であり、労使による合意事項、労使協定や労働協約は法律による規制を上回ることができることは当然である。法律による規制を上回る労働条件の獲得、すなわち、悪法から労働者を守ることこそが労働組合の役割である。

また、悪法であればあるほど、(形式的とはいえ)国会の承認を得るために、さまざまな労働者保護を装う美辞麗句をちりばめなければならない。参議院労働委員会付帯決議がそうである。法律における格差に対する説明責任、規定の制定なども同じである。そのなかには、労働組合が活用できるものがかかりある。

労働組合が有効に対応できるならば、「働き方改革」は逆に、「安倍政権の勇み足」、「政権として失策」となり、労働者の反撃のきっかけにすることができる。

労働組合の活動家は、まず、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する付帯決議、平成30年6月28日参議院厚生労働委員会」、いわゆる「働き方改革の付帯決議」を用意しよう。そして、労働局が発行している働き方改革関連のリーフレットを手に入れることをお勧めする。

会社の労務担当が、働き方改革を口実として長時間労働や高度プロフェッショナルについて言い出したときは、上記付帯決議やリーフレットをだして、「働き方改革」をたてにとって反論すればいい。

付帯決議二項に明記されている。「時間外労働の原則的上限は月45時間、年360時間であり、労使は36協定を締結するに際してすべての事業所がまずはその原則水準に収める努力すること」と。そして、付帯決議三項で、「(長時間労働の)特例にかかわる協定締結にあたって、具体的な事由を上げず、単に『業務上必要なとき』または『業務上やむを得ないとき』と定めるなど恒常的な長時間労働をまねくおそれがあるもの等については特例が認められない」としていることは、長時間労働に反対する有効な論拠になる。

付帯決議一五項には、「三六協定の協議・締結・運用における適正な労使関係の確保が必要不可欠であることから～中略～過半数労働組合が存在しない事業場における過半数代表者選出は『使用者の意向による選出』は手続き違反」とも記載されており、少数労働組合による過半数代表者選出のたたかいの可能性を示している。

また、リーフレットでは、「高度プロフェッショナル制度の導入は、『労使同数の労使委員会の五分の四以上の多数で決議すること』『すなわち、労働者委員のなかでも過半数以上の賛成がなければならない』」となっている。高プロ導入のハードルは高く、労働組合のたたかいによって導入を阻止することができる。

労働者の過半数代表制をめぐる職場オルグをぜひ展開してほしい。すぐさま、結果につながる職場オルグこそ、労働運動のだいご味を味わうことができるはずだ。付帯決議二九項では、「高度プロフェッショナル制度の導入の労使委員会決議は、有効期間を定め、自動更新を認めない」としており、一度企業側に押し切られたとってあきらめることはない。何度でも、たたかえる課題になっている。

そのほか、「働き方改革」には、「非正規労働者の待遇格差をなくすための規定の整備」及び「(非正規)労働者に対する待遇に関する説明義務の強化」という項目がある。規定の整備

も、説明義務の強化に関しても法律自体は極めて不十分である。しかし、労働組合が非正規労働者の待遇に関する交渉議題として、非正規者の待遇の説明責任を追及し、格差のない規定を作ることが非正規労働者の組織化にもつながる。付帯事項三二項には、「同一労働同一賃金は、非正規労働者の待遇改善によって実現すべき」とされており、非正規労働者の待遇改善こそが労働組合の課題である。

あらためていう必要もないが、労働法制の最低基準では労働者の要求は実現できない。労働法制はたたかいに活用することだ。改悪された労働法制もまた、別の視点からたたかいに利用できる。労働法制改悪に反対するたたかいは、国会から現場でのたたかいになった。現場でのたたかいで、「働き方改革」から労働者を守るとともに、悪法に対する怒りを結集し、労働者のたたかいで安倍政権を包囲していかなければならない。そして、「働き方改革」法の廃止、安倍政権打倒へのたたかいをすすめよう。

翁長知事の遺志を引き継ぎ、玉城デニーさんを沖縄県知事に！

## 県民と県政が一体となったオール沖縄の闘い

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合  
執行委員長 福元 勇司

「戦後70年 止めよう辺野古新基地建設！ 沖縄県民大会」



2015. 5. 17 セルラースタジアム

### 訃報

8月8日夜、翁長知事急逝のメールが届いた。間違いであってほしいとの思いでテレビをつけるとテロップが流れていた。

5月半ばに退院して6月議会から公務復帰した知事の2期目への続投を期待していた多くの県民は、訃報をにわかには受け止められなかっただろう。

これまでのご苦勞に心より感謝し、冥福を祈りたい。

# 承認撤回 表明



## 知事「辺野古」阻

名護市野底の新基地建設をめぐり、知事と反対派との間で、27日午前、県庁で承認撤回の表明が示された。知事と反対派との間で、27日午前、県庁で承認撤回の表明が示された。

毅然とした態度で記者の質問に答えていた。

県内では、秋の知事選挙に向けて知事の体調に気遣いながらも、回復を願い、与党会派を中心に知事続投に向け体制固めの最中だった。

8月31日、県は沖縄防衛局に「撤回」の通知書を提出した。

## 県民大会

告别式前の8月11日、那覇市の奥武山陸上競技場で「土砂投入を許さない！ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求め8・11県民大会」がオール沖縄会議の呼びかけで行われた。

台風14号接近で開催が危ぶまれた中で、会場には、2時間も前から人々が集りだした。親子連れ、杖を突きながら歩く人、車椅子の人など雨に濡れながらも決意をもって連帯を目指す7万余（主催者発表）の人々が競技場を埋め尽くした。会場の空気は政治リーダーを失った損失感よりも、「新たな基地は作らせない」と保革を超えて県民の心を束ねた知事の遺志が、全体の一体感をより一層強めているように感じられた。

2日後13日の告别式には、県内外から4千5百もの人々が弔問に訪れた。

## 承認撤回表明

2014年11月、新基地建設反対の民意を受けて誕生した翁長知事の決意は、前知事による「埋立て承認」の「取り消し」を求めた上告を最高裁が退け、沖縄県が敗訴した16年12月以降も揺らぐことはなかった。

その後も、承認以後の新たな問題（埋め立て予定地の地盤が軟弱、環境保全策が不十分、県との約束を反故、行政手続きの不誠実）を一つ一つ積み重ね、7月27日ついに埋め立ての承認撤回を表明した。新基地建設は絶対に認めないとの公約を果たすために、病と闘いながらも



## 辺野古の海を守る 知事の遺志 必ず



土砂投入阻止へ

## 現政権の横暴さ

この4年間、知事選を皮切りに「辺野古新基地建設反対」を争点にした県議選や国会議員選挙で県民がどんなに民意を示しても、政権は一顧だにできなかった。

さらに、キャンプシュワブゲート前での座り込みや大浦湾でのカヌーからの抗議に対しては県警および全国から機動隊や海上保安庁を派遣して力づくで県民を排除してきた。



機動隊による県民排除 キャンプシュワブ前



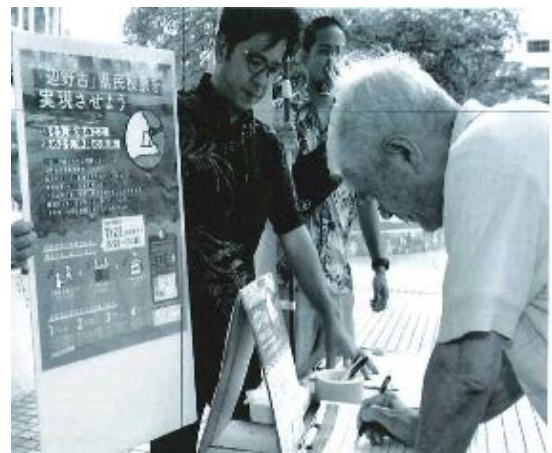
海上保安庁による県民排除 大浦湾

沖縄防衛局は、7月中旬、県民が座り込んで抗議の意思表示をしているゲート前に新たに柵を設けてスペースを狭め、憲法が保障する表現の自由さえ奪う暴挙に出た。

民主主義や憲法を蔑ろに、民意を背景にした地方自治であっても、国策に抗えば有無を言わずに力づくで押し潰そうとする現政権の横暴さが沖縄で続いているといっても過言ではない。

## 県民投票条例制定を求める署名運動

辺野古現地での抗議運動とは別に、26歳の青年の呼びかけに応じた市民有志が5月下旬に「辺野古の埋め立ての賛否を問う」県民投票条例制定を求める署名運動を始めた。当初は、知事による「撤回」への道筋が県民に伝わらない中、工事が進み土砂投入が迫る緊迫した状況下で、県民の多くは投票に懐疑的だったと思われる。署名期間の前半は署名数が伸びていないとたびたび報道されたが、その意義が浸透し始めた後半から一気に加速し、最終日の7月23日には10万余筆（有権者比率8.72%）もの署名が集まった。その4日後の27日、知事が「撤回」を表明した。



沖縄タイムズ 7・29

現地闘争で工事が止まらない焦りや知事が「撤回」を表明するのかへの不安、その払拭なくして、県民と県政が一体となって政府に抗う「新基地建設反対運動」は続かない。有志から動き出した署名であったが、「現地闘争の重要性」を確認した上で、「現地に足を運べない多くの県民のエネルギーを引き出し、現地と翁長知事を励まし、反対運動を再活性化させる」との目的は、署名が広がる中で県民と県政の再結束にもつながったと思われる。県民投票条例の制定は知事選後の議会に諮られる。



## 知事選挙

知事選は、9月30日投開票となった。翁長知事が急逝した翌日から、知事の遺志を引き継ぎ、保革を超えて支持される候補者選考が始まった。県政野党の保守系の候補者は早々と決まり、県連と政府、共闘する政党との連携の様子が連日報道されていた。

一方で、翁長知事の後継候補者選考にあたる県政与党や労働団体でつくる「調整会議」からは、候補者名が複数上がるも、日替わりで変わっていった。



沖繩タイムズ 8.30

玉城氏は、29日出馬会見を開き「翁長雄志前知事の遺志を引き継ぎ、辺野古新基地建設阻止を貫徹する」と要請を受諾し辺野古への立場を明確にした。

## 求められる知事像

土砂投入が迫っている中、県政による「撤回」を知事選の告示前に求める声が多い。「撤回」すれば辺野古問題が争点化し、選挙戦に優位に働くとの移設反対派の見方もあるが、「撤回」で訴訟になれば、相手候補は新基地建設への是非を司法判断に委ねるのではないかとの見方もある。

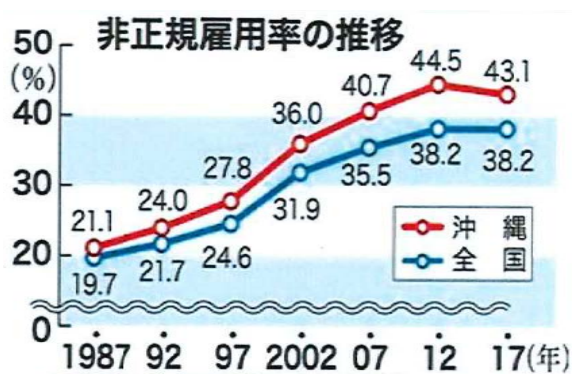
仮に司法判断に移ったとしても、県民の代表を志す人が県民の生命財産に多大な影響を与えかねない新基地建設に対する自分の考えを明言しなくていいのだろうか。

県民のために子や孫の時代も見据えて何が大切か、「辺野古新基地建設反対」を明確にして国策に抗い続けた翁長知事の姿勢こそ、県民が求めるリーダーの姿ではないだろうか。

選挙では、保守系候補は「新基地建設」を争点に持論を有権者に問うて欲しい。

## 選挙の争点

17年の衆院選での比例代表の得票数を比べると、自民・公明・維新が「オール沖縄」を上回り、小選挙区ではその逆となっており、どちらが優勢か予断を許さない。



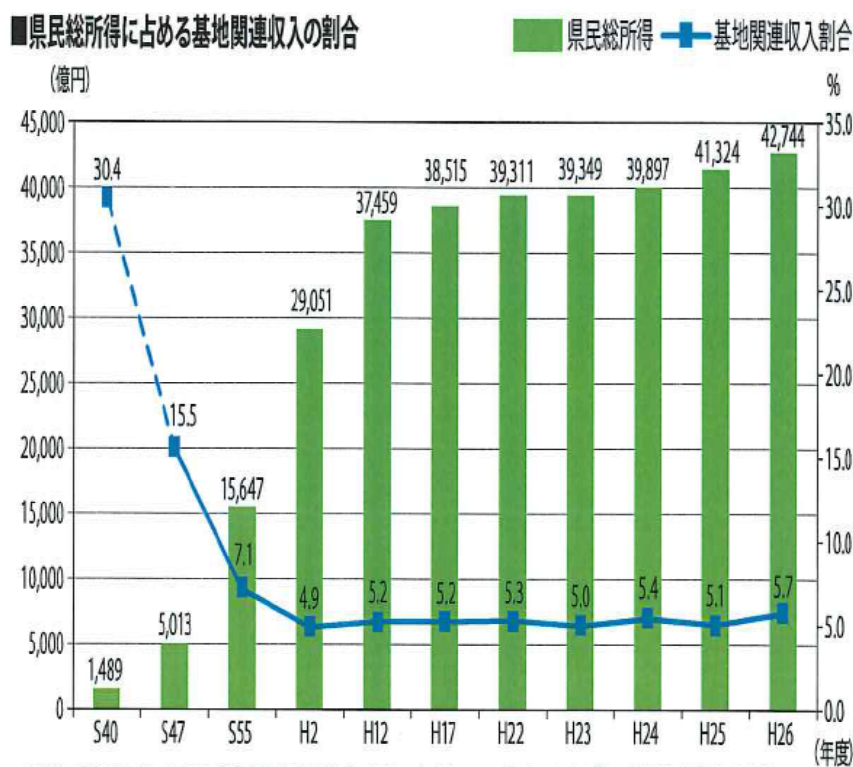
※役員を除く雇用者に占める割合

沖縄タイムス 7.20

(総務省 2017 年の就業構造基本調査)

保守系の候補は、非正規率が全国一高く格差が拡大している県政の課題を取り上経済の活性化を目玉に、国からの一括交付の増額などを掲げて、「辺野古」を選挙の争から外してくることが予想される。

経済の活性化で県民所得を上げて、正規用を増やし所得の格差を縮めることは喫緊課題である。県民総所得に占める基地関連収入の割合は復帰 (S47, 1972 年) を挟んで大幅に低下し、現在は 5% 程である。



(出典) 昭和40年度：沖縄県「県民所得統計報告書 (昭和48年度)」 昭和47年度以降：沖縄県「県民経済計算」

(沖縄から伝えたい。米軍基地の話。沖縄県基地対策課)

基地返還跡地利用の方が、経済活動も盛んで雇用数も多い。(次ページの表を参照)

このことから基地経済から脱却して自然や文化を基盤にした観光立県としての沖縄の確立こそ本県が目指す方向である。

経済の活性化に向けて沖縄県 21 世紀ビジョンをより一層推し進め、アジアの歴史、文化、人の交流、物流の拠点として沖縄が発展していくためには、新たな基地の建設は不要であり、そのために貴重な自然を破壊していくなどあってはならない。

## 県民に求められていること

基地返還後の跡地利用の方が、経済効果が高く雇用者数も多い事実から新たな基地建設は経済発展に逆行している。経済の自立を目指す沖縄県のリーダーには誰がふさわしいか、将来も見据えて子や孫に平和な沖縄を引き継ぐためにも、保革を超えて選出することが県民に求められている。

## 軍用地 返還前と返還後の経済効果

返還 軍用地	直接経済効果（億円/年）			雇用者数（人）		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍
小禄金城	34	489	14倍	159	4,636	29倍
桑江・北谷	3	336	108倍	0	3,368	皆増
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍

（沖縄から伝えたい。米軍基地の話。沖縄県基地対策課）

## 全日建関西生コン支部への弾圧に抗議する

### 抗議声明

8月28日、滋賀県警刑事部組織犯罪対策課は、当組合関西地区生コン支部の武建一執行委員長のほか支部役員2人の計3人を不当逮捕したうえ、大阪市内の関西地区生コン支部事務所などを家宅捜索した。

これは、湖東生コン協同組合による恐喝未遂容疑として滋賀県警が捜査中の事件の一環のようである。7月18日に同協組の理事ら4人が逮捕され、3人が8月8日に起訴された。さらに8月9日には同協組理事長、同協組登録販売店支店長、関西地区生コン支部役員3人が逮捕されている。この事件では、昨日の不当逮捕で、事業者が6人、当組合の役員4人が逮捕されたことになる。

一連の事件では、昨年3月～7月、東近江市で建設中だった清涼飲料水メーカーの倉庫建設工事において、湖東生コン協同組合が、施工業者であるゼネコンに対し、工事に使用する生コンは同協組から購入するよう働きかけたとされる。

先に8月10日付声明でも述べたとおり、この滋賀県警の捜査は予断と偏見にもとづくものといわざるをえない。生コン業界においては、中小企業である生コン業者らが中小企業協同組合法にもとづく協同組合を組織し、この協同組合による共同受注・共同販売事業によって、力関係で優位に立つゼネコンとのあいだで対等かつ適正価格での取引を可能にし、それによって生コンの品質も確保されてきたからである。労働組合は組合員の雇用と労働条件確保のために協同組合の活動に協力してきた。中小企業団体の正当な営業活動やこれに協力する労働組合の正当な組合活動を敵視する強制捜査は断じて容認できない。滋賀県警は、業者に対し「関生と手を切れ」といい、組合員には「組合加入の動機はなにか」などと不当労働行為の職権乱用をおこなっている。

しかも、今回も大阪広域生コン協組の関係者とレイシスト集団が警察の捜査とほぼ同時刻に現れ、かれらは警察からの情報漏洩をあからさまに匂わせている。各府県警察が、大阪広域協組とレイシストの労働組合攻撃に便乗し不当な権力弾圧を加えていることはあきらかであり、到底許されるものではない。

この弾圧は、大企業の収奪とたたかい、沖縄基地撤去、原発再稼働阻止、戦争法・共謀罪阻止、憲法改悪反対を求め、安倍内閣と真正面からたたかう労働組合への弾圧にほかならない。政治の私物化に異議を唱える者を力づくで押しつぶすファッショ的手法が戦争につながるものだという事は歴史が教えている。

われわれは不当な弾圧に屈することなく、運動を前進させる決意をあらためて表明するものである。

2018年8月29日

全日本建設運輸連帯労働組合  
中央執行委員長 菊池 進  
全日本建設運輸連帯労働組合  
近畿地方本部  
執行委員長 垣沼 陽輔  
全日本建設運輸連帯労働組合  
関西地区生コン支部  
執行委員長 武 建一

### <第1回実行委員会開催のご案内>

来年2月2日、3日、箱根で開催される第7回労働運動研究討論集会に向けて、下記のとおり第1回実行委員会を開催します。

今春の全国キャラバンの成果と反省を踏まえて、働き方改革に対する職場での闘いをどのように構築していくのか、会計年度任用職員の雇用と労働条件をどのように確保するのか、憲法改正の動きが急速に強まるであろう状況の中で、19春闘、統一地方選挙、天皇代替わり、参議院選挙、消費税引き上げをどのように闘うのか、課題は山積みです。まさに労働組合の存在が問われています。全国の仲間と活発な討論ができるように準備をすすめたいと思います。

- 1 日 時 2018年11月10日(土) 14~17時
- 2 場 所 日港福会館 2階会議室  
東京都大田区蒲田5-10-2 (JR蒲田駅東口下車徒歩3分)
- 3 議 題 第7回労働運動研究討論集会の構想について  
呼びかけ人の確認ならびに呼びかけ文について  
その他